

令和4年4月1日以降に治療を開始された方へ 智頭町不妊治療費助成金について

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療に要する費用の一部を助成しています。

1. 対象者

次のすべてに該当する方

- ①特定不妊治療以外では妊娠の見込みがない・極めて少ないと医師に診断された方
- ②鳥取県不妊治療費助成金交付要綱に基づいて鳥取市長に申請し、鳥取市特定不妊治療費助成金の交付決定を受けた方
- ③申請者が智頭町内に住所がある方
- ④申請者及び世帯員に町税等の滞納がない方



2. 申請方法

助成金の申請をされる方は、鳥取市で鳥取県不妊治療費助成金の申請手続きをする際、鳥取県内市町村申請用の「特定不妊治療費助成金交付申請書兼請求書」に記載をしてください（本人の承諾を得たうえで智頭町に送付されます）。

また、町福祉課の窓口で申請することも可能です。その際は、下記必要書類と印鑑をご持参ください。なお、様式第1号、第2号は福祉課の窓口を用意していますが、このホームページからダウンロードすることも可能です。

<必要な書類>

- ・特定不妊治療費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ・鳥取市特定不妊治療費助成金交付決定及び額の確定通知書の写し
- ・特定不妊治療受診証明書の写し
- ・特定不妊治療に係る領収書の写し
- ・夫婦の住民票（申請日の3か月以内に発行されたもの）
※智頭町民で、福祉課が住民基本台帳で照会確認することに同意された場合は、住民票の提出は省略できます。
- ・住民票で夫婦であることが確認できない場合は、婚姻していることが確認できる書類
法律婚の場合：両人の戸籍抄本
事実婚の場合：両人の戸籍謄本と事実婚関係に関する申立書（様式第2号）

※鳥取市特定不妊治療費助成金の交付決定がなされた年度内に（3月31日までに）申請してください。2月1日～3月31日までの間に交付決定がなされた場合は、翌年度の5月31日まで申請をすることができます。

3. 助成の対象となる治療

- A 新鮮胚移植 B 凍結胚移植
- C 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施
- D 体調不良等により移植のめどが立たず治療を終了した場合
- E 受精できなかった場合、胚の分割停止・変性・多精子授精などの異常授精等により中止した場合
- F 採卵したが卵が得られない、または状態のよい卵が得られないため治療を中止した場合

※次の費用は対象外です

- ・第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療
- ・代理母・借り腹による不妊治療
- ・治療に直接関係のない費用
(入院費、食事代、凍結された精子・卵子・受精胚の管理料等)

4. 助成内容

下記(1)～(3)について、いずれも、治療に要した費用から鳥取市特定不妊治療費助成金を差し引いた額を助成します(ただし、上限額があります)。

- (1) 保険診療で実施される特定不妊治療と組み合わせて実施される先進医療
(上限5万円)
→治療開始時の妻の年齢が40歳未満の場合は通算6回まで、40歳以上の場合は通算3回まで(いずれも妻の年齢が43歳までの治療に限ります)
- (2) 自費診療で実施される特定不妊治療
(上限10万円、ただし上記治療Cは上限5万円)
→治療開始時の妻の年齢が40歳未満の場合は通算6回まで、40歳以上の場合は通算3回まで(いずれも妻の年齢が43歳までの治療に限ります)
- (3) 自費診療で実施される特定不妊治療のうち、(2)の治療回数を超える場合
(上限10万円、ただし上記治療Cは上限5万円)
→初めて特定不妊治療費の助成を受けた治療について、治療開始日の妻の年齢が40歳未満の場合は通算6回まで、40歳以上の場合は通算3回まで。ただし、妻の年齢が43歳到達後は残りの助成回数または3回のいずれか少ない回数まで。

